

商法二八五条と二八八条ノ二(三号)の関連性

門司, 政憲

<https://doi.org/10.15017/1289>

出版情報 : 法政研究. 21 (2), pp.65-80, 1954-02-28. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :



商法二八五条と二八八条ノ二(三号)の関連性

門 司 政 憲

(一) は し が き

(二) 商法二八五条の立法理由

(三) 商法二八八条の二(三号)の立法理由

(四) 両条の関連性

一 は し が き

商法二八五条と二八八条の二(三号)との規定を関連させて考察する時、二八八条の二(三号)の規定は、二八五条の存在の故に無用だから、立法論としては削除すべきであるとの説が支配的である。確かに貨幣価値が安定している時には、固定資産についての評価益計上はあり得ないから、この意味では二八八条の二(三号)は無用な規定であると云える。併し貨幣価値の変動が起きている時には、これに反し営業用の固定資産につき評価益の計上は考えられるから、この規定は決して無用とわいえない。従つてこゝでは貨幣価値変動の場合の、二八五条と二八八条の二(三号)との関連性に問題を限定する。この場合の両規定の関連性を見極める事は、固定資産の評価問題を解決するのに必要であり、それは又商法と企業会計原則とを統一的に扱う為にも是非必要であると考えらる。

果して二八八条の二(三号)は商法として無用な規定だろうか。この点に関し疑問を持たざるを得ないので、こゝで両規定の立法理由を追究し、そして無視し得ない立法の必然性を論証したいと考える。この様な方法によつて両規定の各々の法的存在価値を認識出来れば、両規定を共に、立法論としても肯定出来ることになる。

以下次節で二八五条の立法理由を、第三節で二八八条の二(三号)の立法理由を、第四節で両規定の関連性につい

て吟味したい。

二 商法二八五条の立法理由

物的会社である株式会社に於ては、株主有限責任の為に会社債権保護が特に重視される。^(一) 会社債権者にとつては企業財産の価値が重大な関心事となるから、法は株式会社につき貸借対照表の公示を強行法的に要求すると共に、^(二) 貸借対照表の内容に關し特に詳細な規定を設けた。^(三) すなわち資産評価原則についての法の規定もその一つである。ドイツ旧商法三一条及び新商法四〇条(二項)では、評価方法として時価主義を採用した。^(四) ドイツではこの法規定及判例から、^(五) 法的性格を持つた会計原則としての貸借対照表原則が生成して來た。この中の貸借対照表真实性の原則は、会社債権者保護のため真正なる企業の財政状態の表示を要求するものであり、それは過大評価も過小評価も許さない原則であつた。^(六) 従つてこれらの法規定及び真实性の原則は、当然に決算日に財産目録法によつて貸借対照表を作成する事を要求した。^(七)

所がドイツに於ける資本主義の發展は、企業をして巨額な固定資産を保有する近代的企業たらしめた。このような状態になると營業用の固定資産を、客観的な時価で評価する事は不可能になり、^(八) 又企業にとつては財産計算よりも損益計算がより必要になり、こゝに貸借対照表の財産計算的機能は薄れ、^(九) 損益計算的機能へその重点が移行して行つた。^(一〇) このように期間的損益計算の重要性が増大して行くにつれ、從來慣習に過ぎなかつた取得価格(原価評価)、正規の簿記の原則(誘導法)等の会計処理手續が会計原則(商慣習法)として確立するに至つた。けだし、正確な期間的損益を算定する為には、收支計算を基礎として当該期間に発生した総ての収益と、これに対応する総ての費用とを期間的に限定する必要があるからである。^(一一) これらの会計原則はそれ自体会計固有の論理の展開として、法原則とは別

箇に經濟的性格を持つたものとして、当時のドイツでは法の周辺に徐々に樹立されて来たといえる。^(一三)

こゝに於て前述の法原則と、資本主義の發展に伴い、會計慣習を基盤として生成して来た會計原則（商慣習法）とが矛盾対立するに至つた。この対立の原因は、前者が法律的立場から債権者保護の趣旨を固執して居るのに反し、後者は貸借対照表を損益計算の手段と見て居る事に帰因する。^(一四)併し資本主義のその後の發展は、經濟的基盤から必然的に發生して来た會計原則をして、法的原則を崩壊させて行つた。^(一五)この新しく生成して来た商慣習法としての會計原則が、從來の時価主義に従つた評価規定を打破して行つた。ドイツに於ける新しい評価規定は新商法二六一条として取入れられた。これは株式会社に關する特別規定であつて、營業用の固定資産について取得価格（原価）主義を採用した。

ドイツのこうした立法動向は、我國の商法にも当然に影響を与えた。すなわち明治三十二年法二六条（二項）ではドイツ旧商法にならつて時価主義を、昭和十三年商法改正に當り、三四条（二項）及び二八五条の規定がドイツ新商法を母法として取得価額（原価）主義を、採用した。^(一六)二八五条の規定によれば株式会社の營業用の固定資産には、取得価額・製作価額を超える価額を附し得ない事となつた。この立法理由はドイツの場合と同様、會計慣習を基盤とした會計原則（商慣習法）の大なる影響に、これを求めるべきである。併しながら立法当局の述べる二八五条の立法理由は、評価益を計上し配当を大にして会社の基礎を危くする弊害を防止する為として居る。^(一七)そこには株式会社の基本原則としての資本維持の原則が横たわつて居る。併しこの立法理由はあくまで商法の立場からのもであり、眞の二八五条の立法理由は今述べた所にあるといえよう。

（一） 矢沢・企業會計法の基本問題・五一頁。

（二） W. Schmidt, im Aktiengesetz, 1939, S. 309, 312, 555.

- (三) 田中耕・貸借対照表法の論理・一二三、二〇三頁。
- (四) 旧商法三一条では“...dem Werte anzusetzen, welcher ihnen zur Zeit der Aufnahme beizulegen ist.”となつて居るが、新商法四〇条(二項)では“...nach dem Werte anzusetzen, der ihnen in dem Zeitpunkte beizulegen ist, für welchen die Aufstellung stattfindet.”となつて居る。
- (五) 熊本・法と経済・二六六・一〇三頁。上野・貸借対照表論上巻・二六八頁。
- (六) Trumpler, Die Bilanz der Aktiengesellschaften, 1937, S. 20.
- (七) 岩田・商法に於ける計理体系・会計五六—一・三九頁。四七頁。
- (八) Passow, Die Bilanzen der privaten und öffentlichen Unternehmungen, Bd. 1, S. 125.
- (九) ドイツの商法学者の通説は、貸借対照表を以て定期に財政状態を表示するものとした。例えば Simon, Die Bilanzen der AG, 4 Aufl., 1910, S. 2. Gareis-Fuchsberger, Das allgemeine Deutsche Handelsgesetzbuch, 1918, S. 124.
- (一〇) 宮上・会計理論の社会経済的基礎・会計六一—一号・二二頁。
- (一一) Schmalenbach, Dynamische Bilanz, 土岐政藏訳・一五三頁。一四六頁以下。一七六頁以下。
- (一二) Passow, a. a. O. S. 122, 123, 297. 黒沢・近代会计学・一一三頁。会計原則に於ける法と経済との交渉・会計六一—一七号・七頁。
- (一三) 田中耕・前掲・三〇四頁。三〇五頁。
- (一四) Fischer, Buchführung und Bilanzaufstellung, 1913, S. 50.
- (一五) 田中耕・前掲・三〇四頁。
- (一六) 司法省民事局編・商法中改正法律案理由書・一五六頁。

三 商法二八八条の二(三号)の立法理由

前述のように正確な損益を算定するには、原価主義、誘導法等の一連の会計原則に遵つて会計処理をしなければならない。昭和二四年七月、経済安定本部に設けられた企業会計基準審議会が、その中間報告として発表した企業会計原則を見ると、損益計算目的が強く前面に押し出され、貸借対照表は残高勘定として考慮されて居るに過ぎない事が明白である。^(一)すなわち一般原則二の「企業会計はすべての取引につき、正規の簿記の原則に遵つて、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」という誘導法を意味する所の正規の簿記の原則、「損益計算書は企業の経営成績を明らかにする為、当該期間に発生したすべての収益と、これに照応するすべての費用とを記載し、当期純利益又は当期純損失を表示しなければならない。」^(二)という発生主義及び費用収益対応の原則、「貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。」^(三)所の原価評価主義、更には「資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則により各事業年度に配分されなければならない。有形固定資産の取得原価は、当該固定資産の耐用期間に対して一定の減価償却方法により各事業年度に配分し、…」^(四)という費用配分の原則等を見ればこの事が肯かれる。従つてこれらの企業会計原則に遵つて会計処理をすれば、「企業会計は企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。」という一般原則一の真実性の原則を、絶対的にではなくても相対的には充すといえる。^(五)併しながらこの場合の「真実性」とはあくまで損益計算としての真実性であり、財産計算としての真実性ではない事は勿論である。^(六)

併しながら損益計算の目的の爲には、これらの会計処理の原則に遵わねばならぬという命題は、貨幣価値の変動がないという仮説の上に立つて居る。^(七)従つて貨幣価値変動の爲にこの仮説が妥当しなくなれば、これらの会計処理の原

則に遵つたとしても、正確な期間的損益を算定する事は出来なくなるのである。けだし損益を算定するには、費用収益対応の原則によつて両者を比較するのであるが、比較さるべき価値が種々異つた時から発生して居ると、そこでは正確な損益の算定が出来なくなるのは当然だからである。^(一〇)そこで損益計算の目的を達成するには、貨幣価値修正計算が必要となつてくる。^(一一)貨幣価値修正計算をする事によつて、過去の名目的な取得価額と修正後の名目価額との間に、当然に差額が発生する。これが会計原則にいわゆる固定資産評価益である。

企業会計原則では正確な期間的損益を算定する為、「資本取引と損益取引とを明瞭に区分し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。」^(一二)という原則を新に取入れた。これは「資本の移転によつては利益を生じない。」^(一三)という命題であつて、最も重要な会計原則の一つである。^(一四)企業会計原則はこの原則に遵つて、貨幣価値修正による固定資産の評価益を資本剰余金に組入れねばならぬとした。

すなわち我国の企業会計原則には、上記の損益計算目的の為の多くの会計原則と、今述べた貨幣価値修正計算に基づく固定資産評価益の計上及びその資本剰余金への組入れという、新会計原則とを述べて居るのである。後者は貨幣価値変動の場合に考えられる経過的な会計処理の原則^(一五)といえるものであるが、これが企業会計原則の中に採用された事は、この原則にそれだけの実益が存在するといわねばならぬ。

経済的基盤の変遷に伴い会計理論の展開として必然的に発生して来た、この経過的な意味での会計処理の原則としての会計原則が、昭和二五年四月の資産再評価法の制定に当り重大な役割を果した事は否定し得ない。又この会計原則が昭和二五年の会社法改正に当り、二八八条の二(三号)の規定を生み出した事も肯定してよいと思う。^(一六)二八八条の二(三号)は、財産の評価益を資本準備金として積立てるべき事を規定して居る。

- (二) 黒沢・近代会計学・二八八頁。二八九頁。
- (三) 企業会計原則・第二損益計算書原則・一。
- (四) 林・財務諸表・四二頁。販売の事実をもつて収益の発生時を決定する方法をいう。これに対し現金の受入時をもつて収益の発生を確認する現金主義がある。
- (五) 林・前掲・二九頁。対応すべき損益は同一期間に所属せしめる事を要する原則。
- (六) 企業会計原則・第三貸借対照表原則・五。
- (七) Simon, Die Bilanzen der AG. 4 Aufl. 1910, S. 474.
- (八) 山下・前掲・六七頁。
- (九) Schmalenbach, 土岐・前掲・一四三頁。
- (一〇) Schmalenbach, 土岐・前掲・三六五頁。
- (一一) Schmalenbach, 土岐・前掲・三六三頁。
- (一二) 企業会計原則・第一・一般原則・三。
- (一三) 黒沢・近代会計学・二九三頁。
- (一四) 佐藤・企業会計の二律背反性について・企業会計一―一二。山下・前掲・一三五頁。
- (一五) 黒沢・会計原則に於ける法と経済との交渉・会計六一―一・二頁。

四 二八五条と二八八条の二(三号)との関連性

第二節では二八五条の立法理由を述べ、近代的企業では財産計算よりも損益計算(期間的損益の算定)に、その重点が移行した事を明らかにした。企業規模の拡大化は企業資産の時価評価を不可能にし、原価評価(取得価額)主義

を法律でもつて規定しなければならなかつた。又正確な期間的損益算定の為の会計処理手続として、正規の簿記の原則（ドイツ新商法三八条）が経済的基盤から必然的に発生した事をも述べた。以上述べた点から考えると、近代的企业に於て、我国商法二八五条の規定及誘導法その他の会計原則は、絶対に譲歩出来ない重要なものだと言わねばならぬ。

所が第三節では、近代的大企業が正確な期間的損益を算定する為に採用している会計処理の原則が、貨幣価値変動に会うや、その本来の目的としての損益計算機能を發揮し得なくなつた。これは貨幣価値変動により、貨幣の価値尺度機能が喪失したからである。この事は第一次大戦後のドイツに於て初めて、^(二)又第二次大戦後の我国に於ても見られた現象である。こゝで損益計算の目的の為に貨幣価値修正計算が必要となり、その為に経過的な意味の会計処理原則が生成して来た。それは貨幣価値修正計算に基く固定資産評価益の計上、及びその資本剰余金への組入れの原則であつた。これが商法二八八条の二（三号）の立法理由であつた。^(三)

以上で簡単に上述の所を要約したのであるが、こういう意味で二八五条は勿論、二八八条の二（三号）の規定も共に、会計慣習を基盤として生成して来た会計原則から生れた規定であり、その限りに於てこの両規定は、その任務は異つても、法としての存在価値を持つものと云わねばならぬ。

所が二八八条の二（三号）が法として規定されるに際し、それが本来会計原則では貨幣価値修正の場合の経過的な原則であるにも拘らず、会社法では幾分異つたものとして採用された。即ち会計原則では「固定資産評価益」となつて居るにも拘らず、商法では「財産の評価益」として取入れられた。この事は商法に於ける財産評価益に対する特徴的な考え方が原因をなして居るといえる。その考え方としては、^(一)二八五条で固定資産について取得価額・製作価額を限度として居るから、この規定と矛盾する立場を排斥する。^(二)貨幣価値変動の修正と云うような例外的事象は、

一般法としての商法規定の中に取入れるべきではない、の二つがあげられる。^(三)このような商法の考え方は、商法が異つた形で採用しただけでは満足出来ず、現在では、商法二八八条の二(三号)は商法として無用であるから、立法論としては削除せよとの学説まで存在して居る。我々は、二八八条の二(三号)の規定は、あくまで法としての存在価値を持つて居ると信ずるから、このような学説には到底賛成出来ない。以下学説の理論的根拠を追ひ、後で筆者の疑問とする所を指摘したい。

商法二八八条の二(三号)には、「一営業年度に於ける財産の評価益より評価損を控除したる額は、之を資本準備金として積立つる事を要す。」旨述べて居る。以下この規定を念頭に置いて所論を進める。

(一) 二八五条の存在を理由に、二八八条の二(三号)を否定する学説

(a) 実質的な理由 実質的な理由として、固

定財産について減価償却をするという事は、会計学から来る要請であり、^(四)それは正規の簿記の原則を当然に前提として居る。減価償却は投下資本の繰延償却であるから、時価が上つたからといって、評価益を出す事は理論的におかしいし、又固定資産について時価を問題にする事は誤りであるという事を述べられる。^(五)

(b) 形式的な理由 商法二八五

条では、「財産目録に記載する営業用の固定財産については、其の取得価額又は製作価額を超ゆる価額を附する事を得ず。」と規定して居るが、この二八五条の文字解釈について学説が対立する。この対立の発生する根拠は、三四条と二八五条との関連をどう見るかという点にある。商法三四条には、「財産目録には動産、不動産、債権其の他の財産に価額を附して之を記載する事を要す。其の価額は財産目録調製の時に於ける価格を超ゆる事を得ず(一項)」。営業用の固定財産については前項の規定に拘らず、其の取得価額又は製作価額より相当の減損額を控除したる価額を附する事を得(二項)」と規定している。この二八五条と三四条との関連を、一説は、商法三四条が営業用の固定資産について、時価と、取得価額・製作価額から相当の減損額を控除した価額との二種の評価方法を許容する事に対す

る特則として、二八五条が制定されたものであり、また二八五条は減損額に関して言及して居ないが三四条（二項）の特別規定をなし、同条の取得価額・製作価額は三四条（二項）のそれを受けて来たものであり、従つて当然に三四条（二項）の減損額が附随するものと解釈すべき事に関し一点の疑点も存しない。^(七)そこで商法二八五条に、いわゆる「取得価額又は製作価額」とは「取得価額又は製作価額から相当の減損額を控除した価額」と解すべきであるとする。^{(八)(九)}他説は、商法三四条（二項）では「取得価額又は製作価額より相当の減損額を控除したる」とあるのに、二八五条では減損額の事を書いて居ないから、本来健全な評価方法によれば、減損額を引かなければならないにしても、二八五条の法文解釈としては、それを引く事を要求して居ると解する事は出来ぬ。従つて当然、二八五条の「取得価額又は製作価額」を「取得価額又は製作価額から相当の減損額を控除した価額」と解する事は無理であるとする。^(一〇)

この二八五条に関する解釈の相違が、二八八条の二（三号）の新設規定についての解釈の相違を結果としてもたらす。すなわち前説に従えば、二八五条は営業用の固定財産については、取得価額・製作価額を超えて評価し得ないし、又「取得価額又は製作価額」を「取得価額又は製作価額から相当の減損額を控除した価額」と解するので、二八八条の二（三号）によつても、商法上営業用の固定財産についての評価益計上は起り得ない。従つて二八八条の二（三号）にいう、「財産の評価益」とは流動資産の評価益を意味するという事になる。^(一一)所が後説に従えば二八五条では法文解釈上、その取得価額・製作価額は減損額を控除した意味での取得価額・製作価額を意味しないと解する事は前述した通りだから、財産の時価が取得価額・製作価額を超えて居る場合には、二八八条の二（三号）の規定により、取得価額・製作価額の範囲内で既往の償却額を戻入れて、従前の帳簿価額より高い価額を附しても違法とはいえない。^(一二)かゝる意味及び限度に於て、固定財産についても評価益の算定が認められる。また流動財産については、法は時価による評価を認めて居るから評価益の算定はなし得る。従つて二八八条の二（三号）に云う所の「財産の評価益」

の中には、固定財産及び流動財産の双方の評価益を包含する。^(二三)

併しながら二八八条の二(三号)にいわゆる「財産の評価益」に流動資産の評価益を含め、これを資本準備金の財源とする事は意味がないのである。けだし流動資産の評価益は短期間に実現する可能性を持つて居るので、これは直ちに収益に計上する事を得るからである。^(二四)従つて二八八条の二(三号)の「財産の評価益」は、固定資産の評価益のみを意味し、流動財産の評価益は含まれないと解しなければならぬ。^(二五)

そこで前述の二八八条の二(三号)に関する学説の対立は、(一)二八五条を理由に、固定資産の評価益は起り得ないから二八八条の二(三号)は無意味な規定であり、立法論としては削除すべしとの説。^(二六)(二)二八五条の取得価額・製作価額の限度内に於ては、固定資産の評価益を算定出来るから、この限りでは存在意義がある、^(二七)という事になる。以上で二八五条の存在が二八八条の二(三号)の規定を、立法論的に削除しようとする実質的及び形式的な理由である事を指摘した。

以下に於て、上述の実質的及び形式的な理論的根拠について疑問となる点を指摘したい。確かに近代的企業に於ける会計原則の中、原価評価主義(二八五条)及び正規の簿記の原則等の会計原則が、正確な期間的損益計算の為に、極めて重要な原則である事は否定出来ない。この事は第二節に述べた所から明らかである。

所が第三節で述べたように、これらの会計処理手続としての会計原則は、貨幣価値の不動の仮説を基礎として構成されて居るから、貨幣価値の変動が生じた場合に貨幣価値修正計算を行う事は、原価主義評価理論の構造上当然要求される所である。貨幣価値に変動が生ずれば、その修正も貨幣価値変動の程度に従つて、換言すれば貨幣価値変動指数に従つてしなければ正確な損益計算は不可能である。貨幣価値修正計算に従い固定資産の再評価額を算定する事は確かに正規の簿記の原則に対する例外的な経過措置と云わざるを得ぬ。併しながら貨幣価値変動時にも、あくまで

正規の簿記の原則を要求する事は、損益計算の目的を忘れた不当な見解だと云わねばならぬ。又その価値修正の基準として、シャウプ勸告が再調達価格を採る事を避け、従つて業種別物価指数をとらずに一般物価指数を採用した事^(一九)及び資産再評価法がその一七条で、一般物価指数を採用した事から見れば貨幣価値修正計算は、時価主義の立場からではなく原価主義の立場からの要請であると考えねばならぬ^(二〇)。従つて時価が上つたからと云つて評価益を出す事はおかしいし、又固定資産について時価を問題にする事は誤りであるとの理由は、この場合には妥当しない事は明らかである。けだしこの貨幣価値修正計算は時価主義の立場に基くものではなく、^(二一)又固定資産の時価を問題にして居ないのであるから。従つて損益計算目的を第一義的に肯定する原価主義の立場を取つても固定資産の評価益は起り得る。それ故、このような実質的な理由で商法二八八条の二(三号)に基いては、固定資産の評価益計上は起り得ないとする事は、妥当性を缺くと云わざるを得ないと思う。

今述べた様に貨幣価値修正計算は原価主義の立場からの修正であるから、その修正の規準としては、当然に一般物価指数を採用せざるを得ない。そこでこの価値修正による名目価額(再評価額)は時価を意味するものではなく、実質的にはあくまで原価の範疇に属する。^(二二)この再評価額は勿論形式的には正規の簿記の原則に基く取得価額(修正前の簿価)と異なるのであるが、実質的には商法二八五条にいう取得価額・製作価額と見てよいと考えられる。資産再評価法九八条(二項)に、財産の再評価額を商法三四条(二項)又は二八五条に云う取得価額・製作価額とみなす旨、規定したのもこの為であると考え得る。このような意味で、商法二八五条の解釈として、同条の「取得価額又は製作価額」に、形式的な意味での過去の取得価額・製作価額のみならず、貨幣価値修正による再評価額をも含めて、解釈出来るのではなからうか。もしこのような解釈が許されるならば、前に形式的な理由として述べた学説のように、二八五条の存在を理由に商法上固定資産の評価益計上は起り得ないとする事は妥当しなくなり、従つて二八八条の二(三

号)に基く固定資産の評価益計上は、商法上も起ると解し得る事になる。以上で二八八条が存在して居る為、商法上は実質的にも形式的にも、二八八条の二(三号)に基く固定資産の評価益計上は起り得ないとの学説に対し、筆者の疑問としている所を指摘した。

(二) 貨幣価値変動の如き例外的な事象は一般法としての商法規定に取入れるべきでないとの説 (a) 貨幣価値変動による評価益の問題は特別法で解決すべきであるという説の形式的な根拠は、通常資産再評価法九八及び九九条に求められる。併し実質的には何んら特別法によらなくても、商法二八八条の二(三号)の規定で自主的に評価益を計上し得る様に解釈すべきである。けだし正確な損益を算定する為には、短期間に五—一〇%の貨幣価値変動があつても貨幣価値の修正を必要とし、この程度の貨幣価値変動は常に起るものと考えるのが妥当であるから、二八八条の二(三号)を立法論として否定する事は妥当ではないと思うからである。 (b) 会社債権者保護の観点から一般法としての商法で評価益の計上を認むべきでないとの説があるが、これは第二節に述べた商法二八八条の、商法の立場からの立法理由と関連するものである。併しこの点に関しては、固定資産評価益を資本準備金に組入れる事を二八八条の二(三号)は要求して居るから、この様な懸念はないといえる。以上のように解するならば、二八八条の二(三号)の規定により、一般法としての商法に於ても固定資産の評価益計上が出来ると見て差支えない。この点に關し一步譲つて二八八条の二(三号)を、資本取引に基く財産の評価益は資本準備金の財源となる事を明らかにする為の一般原則と解しても、十分この規定の存在価値を主張し得よう。

以上述べた点から考えて、商法二八八条の二(三号)の規定は商法として無意味の空文ではなく、従つて立法論としても削除すべきではないと考える。と同時に企業会計原則の趣旨を生かす為に、二八八条の二(三号)の「財産の評価益」は企業会計原則に於ける「固定資産評価益」の意に縮小解釈すべき事は勿論である。こう解する事によつ

て、始めて商法と企業会計原則とを統一的に扱い得ると思う。

- (一) 阿久津・減価償却に於ける時価論・四頁。
- (二) 山下・会計原則の理論・一五七頁。
- (三) 山下・前掲・一五九—一六〇頁。
- (四) 大隅—大森・逐条改正会社法解説・四一四頁。
- (五) 石井・新会社法の問題点・一二六頁。
- (六) 石井・商法(会社法(Ⅱ))・三五二頁。松田・会社法概論・二二四頁。
- (七) 大住・株式会社会計の法的考察・二二三—二二四頁。
- (八) 石井・商法・三五三頁。松田・前掲・二二四頁。
- (九) この見解を採られるのに、田中誠二・新会社法論・三〇八頁。鈴木・改正会社法の疑義と解明—私法別冊・一三四頁。
- (一〇) 大隅・改正会社法の疑義と解明・一三六頁。
- (一一) 鈴木—石井・改正株式会社会法解説・二六五頁。松田・前掲・二三〇頁。実方・会社法学(Ⅱ)・三二三頁。野間・会社法
学概説・二四五頁。伊沢・新会社法・五〇四頁。田中誠二・確定改正会社法解説・一五九頁。
- (一二) 大隅—大森・前掲・四一四頁。大住・商法と会計・二三四頁。
- (一三) 大隅・会社法概説・一五五頁。大住・商法と会計・二三四頁。田中誠二・企業会計法規・四六頁。
- (一四) 黒沢・新商法と会計原則・九五頁。山下・前掲・一六三頁。田中・確定改正会社法解説・一六〇頁。大住・…法的考察・
二二五頁。大隅—大森・前掲・四二二頁。石井・商法・三八六頁。
- (一五) 鈴木、大隅・改正会社の疑義と解明・一三四、一三六頁。石井・商法・三八六頁。
- (一六) 石井・商法・三八六頁。鈴木・前掲・一三五頁。大住・…法的考察・二一六頁。

(一七) 大隅……疑義と解明・一三六頁。所が大隅教授はこゝで二八八条の二(三号)の規定は、立法論として削除する事を是認される。

(一八) 石井・商法・三八六頁。

(一九) シャウプ勸告第二編七章のA。

(二〇) Schmalenbach, 土岐・前掲・三九〇頁。「一般物価指数は貨幣価値変動指数としては最も確實であり又その方法が簡単である。所が業種別物価指数は時価計算と結合して、貨幣価値下落が指数によつて正しく示されて居るか否かの疑いのある余地はない。」木村和二郎・減価償却研究・二五〇頁。「時価を減価償却の基礎価値とする代りに、原価(買入日の価格)を貨幣価値の変動だけ一般物価指数を以つて修正して、基礎価値とする方法もあるが、これは個々の設備価値の変動を示すには不十分である。」と述べられて居る。

(二一) 山下・前掲・一三一頁。貨幣価値修正計算による固定資産の再評価は、名目額としての投下資本(前払費用)の貨幣価値修正であつて、固定資産自体の価値修正(評価)ではないとされる。

(二二) 松田・前掲・二二五頁。石井・商法・三五三頁で「資産再評価法による再評価は営業用の固定財産の記帳価値を現在の円価によつて是正すると云う措置がとられた。」と述べられているが、これはかゝる意味の表現とも解し得る。

(二三) 高瀬莊太郎・財務諸表・二三四頁。

(二四) 実方・前掲・三二三頁。田中・確定……一五九頁。

(二五) この規定は昭和二六年改正で新設された規定で、「商法二八八条の二(三号)の規定は法人の再評価差額については適用しない。」とする。

(二六) Schmalenbach, 土岐・前掲・三六三頁。大隅……疑義と解明・一三六頁。

(二七) 石井・新会社法の問題点・一二七、一二九頁。

論 説

(二八) 大佳・新会社法の問題点・一二八頁。

(二九) 大佳・…法的考案・二一六頁。

(三〇) 田中・確定改正会社法解説・一六〇頁、二八八条の二(三号)の規定を立法論として否定する見解も肯定する見解も共に、二八八条の二(三号)にいう「財産の評価益」を「固定資産評価益」の意に解されている事は前述した通りである。

(昭和二十九年一月二五日)